

一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業 募集要項等の訂正表

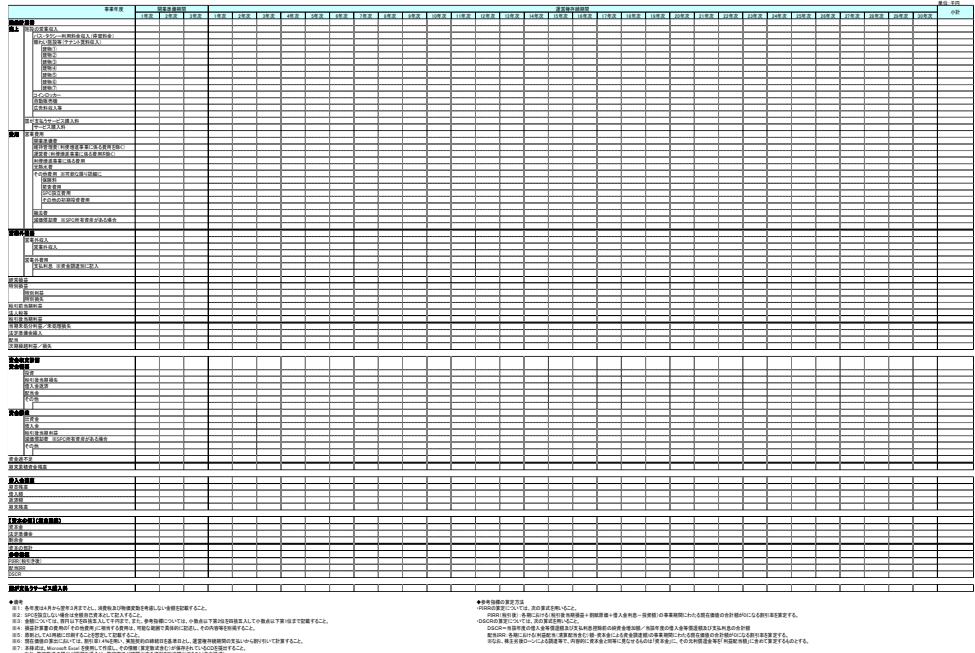
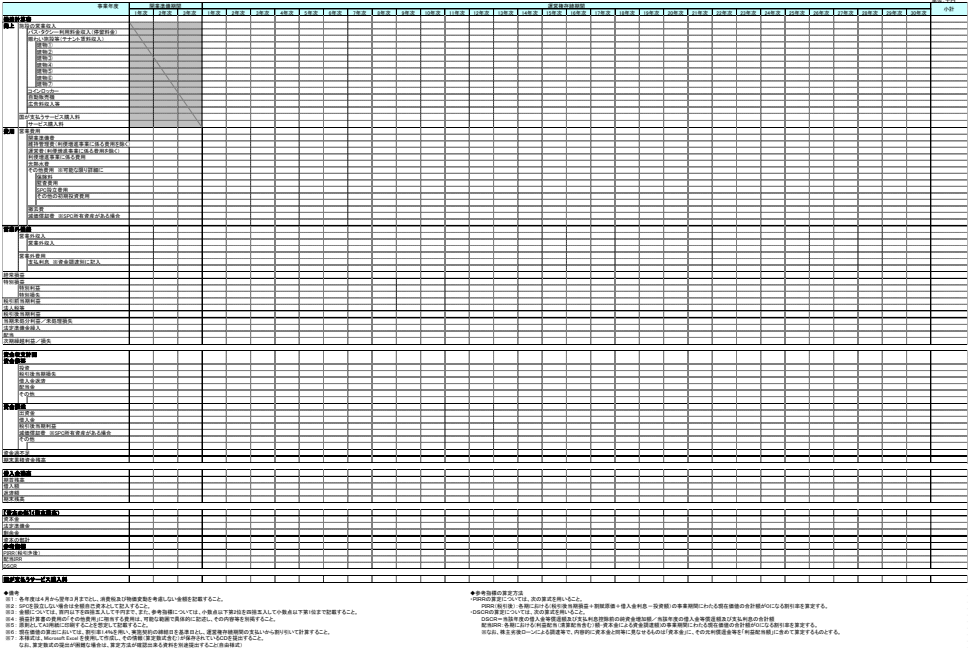
令和5年11月10日に公表した一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業 募集要項等に関し、以下のとおり訂正する。

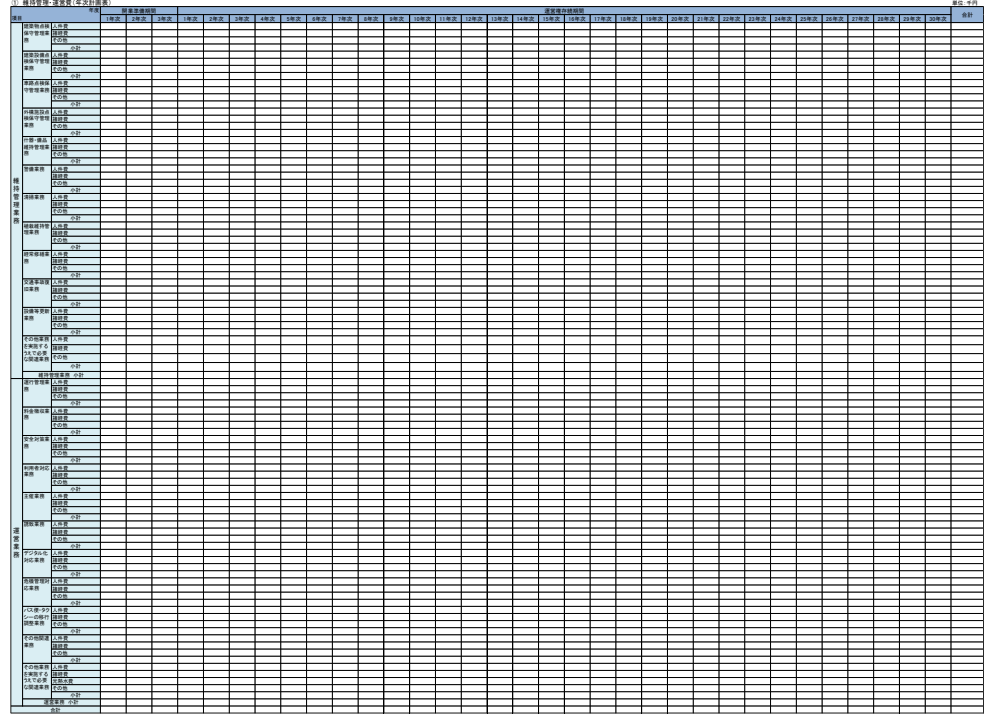
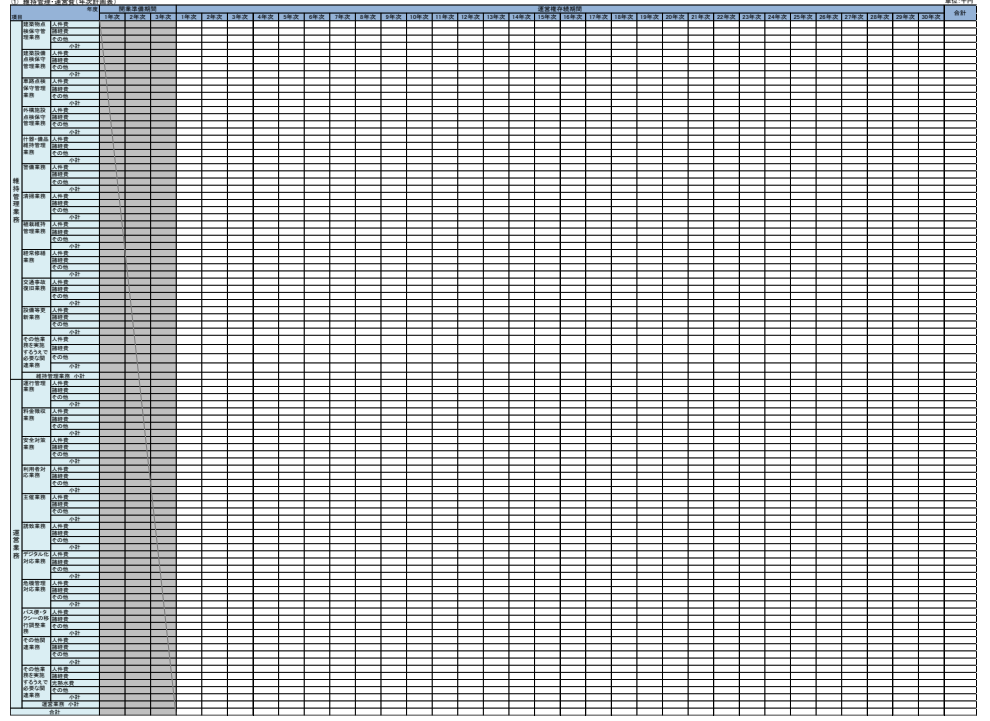
No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
1	募集要項	9	16	3.3.2 (1) 応募者の構成	イ 応募者は、応募企業、応募グループを構成する企業(以下「構成企業」(SPCに出資する企業)又は「協力企業」(SPCに出資しない企業)という。)の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。応募グループにあつては、構成企業から代表となる企業(以下「代表企業」という。)を定めるとともに、代表企業を除く 構成企業 は応募時に様式集及び記載要領に定める委任状を代表企業へ提出し、当該代表企業が応募手続を行うこととする。	イ 応募者は、応募企業、応募グループを構成する企業(以下「構成企業」(SPCに出資する企業)又は「協力企業」(SPCに出資しない企業)という。)の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。応募グループにあつては、構成企業から代表となる企業(以下「代表企業」という。)を定めるとともに、代表企業を除く 構成企業及び協力企業 は応募時に様式集及び記載要領に定める委任状を代表企業へ提出し、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
2	募集要項	9	35	3.3.2 (2) 応募者に共通の参加資格	(2) 応募企業、構成企業 に共通の参加資格	(2) 応募者 に共通の参加資格
3	募集要項	10	2	3.3.2 (2) 応募者に共通の参加資格	カ 令和4・5・6年度一般競争(指名競争)入札参加資格(全省庁共通)審査において、「役務の提供等」に登録され、競争参加資格を有する者、又は、「バスターミナル若しくは駐車場の」維持管理実績若しくは運営実績」を有する者であること。	カ 令和4・5・6年度一般競争(指名競争)入札参加資格(全省庁共通)審査において、「役務の提供等」に登録され、競争参加資格を有する者、又は、「バスターミナル若しくは駐車場の」維持管理実績若しくは運営実績」を有する者であること。 なお、前述の実績がなく、「役務の提供等」に登録していない者にあつては、実施契約の締結までに「役務の提供等」に登録しておくこと。
4	募集要項	10	10	3.3.2 (3) 1 維持管理業務に携わる企業	維持管理業務を実施する者は、次のア 及び イの要件を満たすこと。なお、調整マネジメント業務(維持管理)のみを実施する者はこの限りでなく、「3.2.(2) 応募企業、構成企業 に共通の参加資格」を満たすこと。	維持管理業務を実施する者は、次のア 又は イの要件を満たすこと。なお、調整マネジメント業務(維持管理)のみを実施する者はこの限りでなく、「3.2.(2) 応募者 に共通の参加資格」を満たすこと。
5	募集要項	10	14	3.3.2 (3) 1 維持管理業務に携わる企業	イ 維持管理業務を複数の企業が分担して行う場合にあつては、いずれの企業 においても 上記の要件を満たしていること。	イ 維持管理業務を複数の企業が分担して行う場合にあつては、いずれ か の企業が が 上記の要件を満たしていること。
6	募集要項	10	18	3.3.2 (3) 2 運営業務に携わる企業	運営業務を実施する者は、次のア 及び イの要件を満たすこと。なお、調整マネジメント業務(運営業務)のみを実施する者はこの限りでなく、「3.2.(2) 応募企業、構成企業 に共通の参加資格」を満たすこと。	運営業務を実施する者は、次のア 又は イの要件を満たすこと。なお、調整マネジメント業務(運営業務)のみを実施する者はこの限りでなく、「3.2.(2) 応募者 に共通の参加資格」を満たすこと。
7	募集要項	10	22	3.3.2 (3) 2 運営業務に携わる企業	イ 運営業務を複数の企業が分担して行う場合にあつては、いずれの企業 においても 上記の要件を満たしていること。	イ 運営業務を複数の企業が分担して行う場合にあつては、いずれ か の企業が が 上記の要件を満たしていること。
8	募集要項	10	26	3.3.2 (3) 3 利便増進事業に携わる企業	応募者を構成する企業のうち利便増進事業を実施する者は、「3.2.(2) 応募企業、構成企業 に共通の参加資格」を満たすこと。	応募者を構成する企業のうち利便増進事業を実施する者は、「3.2.(2) 応募者 に共通の参加資格」を満たすこと。

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後												
9	別紙1 サービス購入料の算定及び支払い方法	1	10	第1 サービス購入料の構成	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>支払いの対象となる業務又は費用</th> <th>サービス購入料から控除される額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サービス購入料</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ▶ バスターミナル運営等事業費 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費 ・運営費 ▶ その他の費用 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の運営費 ・保険料 ・監査費用 ・法人税等 ・事業者の税引き後利益（株主への配当等原資等） ▶ 上記に係る消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。） </td> <td> 停留料金及びその他の利用料金の計画収入額から、開業にあたり必要な初期投資額等を控除した、事業者の提案額 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	支払いの対象となる業務又は費用	サービス購入料から控除される額	サービス購入料	<ul style="list-style-type: none"> ▶ バスターミナル運営等事業費 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費 ・運営費 ▶ その他の費用 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の運営費 ・保険料 ・監査費用 ・法人税等 ・事業者の税引き後利益（株主への配当等原資等） ▶ 上記に係る消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。） 	停留料金及びその他の利用料金の計画収入額から、 開業にあたり必要な初期投資額等を控除した、事業者の提案額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>支払いの対象となる業務又は費用</th> <th>サービス購入料から控除される額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サービス購入料</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ▶ バスターミナル運営等事業費 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費 ・運営費 ▶ その他の費用 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の運営費 ・保険料 ・監査費用 ・法人税等 ・事業者の税引き後利益（株主への配当等原資等） ▶ 開業にあたり必要な初期投資額等 <ul style="list-style-type: none"> ・諸経費 ・SPC 設立費用 ・事業者の開業に伴う諸経費 ・弁護士費用 ・その他の初期投資費用 ▶ 上記に係る消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。） </td> <td> 停留料金及びその他の利用料金の計画収入額 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	支払いの対象となる業務又は費用	サービス購入料から控除される額	サービス購入料	<ul style="list-style-type: none"> ▶ バスターミナル運営等事業費 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費 ・運営費 ▶ その他の費用 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の運営費 ・保険料 ・監査費用 ・法人税等 ・事業者の税引き後利益（株主への配当等原資等） ▶ 開業にあたり必要な初期投資額等 <ul style="list-style-type: none"> ・諸経費 ・SPC 設立費用 ・事業者の開業に伴う諸経費 ・弁護士費用 ・その他の初期投資費用 ▶ 上記に係る消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。） 	停留料金及びその他の利用料金の計画収入額
項目	支払いの対象となる業務又は費用	サービス購入料から控除される額																
サービス購入料	<ul style="list-style-type: none"> ▶ バスターミナル運営等事業費 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費 ・運営費 ▶ その他の費用 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の運営費 ・保険料 ・監査費用 ・法人税等 ・事業者の税引き後利益（株主への配当等原資等） ▶ 上記に係る消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。） 	停留料金及びその他の利用料金の計画収入額から、 開業にあたり必要な初期投資額等を控除した、事業者の提案額																
項目	支払いの対象となる業務又は費用	サービス購入料から控除される額																
サービス購入料	<ul style="list-style-type: none"> ▶ バスターミナル運営等事業費 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費 ・運営費 ▶ その他の費用 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の運営費 ・保険料 ・監査費用 ・法人税等 ・事業者の税引き後利益（株主への配当等原資等） ▶ 開業にあたり必要な初期投資額等 <ul style="list-style-type: none"> ・諸経費 ・SPC 設立費用 ・事業者の開業に伴う諸経費 ・弁護士費用 ・その他の初期投資費用 ▶ 上記に係る消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。） 	停留料金及びその他の利用料金の計画収入額																
10	別紙1 サービス購入料の算定及び支払い方法	1	17	第2 1 支払方法の基本的な考え方	事業者は、本事業において、維持管理業務及び運営業務のサービスを事業者の責任により一体として提供するものであるため、国は提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価を一体とし、原則として事業期間にわたり平準化して支払うものとする。	事業者は、本事業において、維持管理業務及び運営業務のサービスを事業者の責任により一体として提供するものであるため、国は提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価を一体とし、 第1回目の支払いを除き 、原則として事業期間にわたり平準化して支払うものとする。												
11	別紙1 サービス購入料の算定及び支払い方法	2	2	第2 2 支払方法及び支払い額の算定	<p>国は、サービス購入料について、各支払期の支払金額及び当該金額にかかる消費税等を、原則として、毎回、国が事業者からの請求を適法に受理した後30日以内に、かつ各年度末の翌月末までに支払う。なお、サービスの対価は、第3.「サービス購入料の改定」に規定する改定及び第4.「サービス購入料の減額措置」に定める規定による減額が行われない限り、第1回目の支払いを除き、原則として、毎支払いに同額を支払うものとする。</p> <p>消費税等については、見積価格の合計額(税抜)に対し、その相当額を算定する。なお、支払期ごとの消費税等を算定するにあたり、それぞれ1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、契約にあたっての消費税等の差額として生じた端数は、すべて第1回支払額に合算する。</p> <p>契約にあたっては、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)第2条に基づき、1円未満の端数を処理する。</p>	<p>国は、サービス購入料について、各支払期の支払金額及び当該金額にかかる消費税等を、原則として、毎回、国が事業者からの請求を適法に受理した後30日以内に、かつ各年度末の翌月末までに支払う。なお、サービスの対価は、第3.「サービス購入料の改定」に規定する改定及び第4.「サービス購入料の減額措置」に定める規定による減額が行われない限り、第1回目の支払いを除き、原則として、毎支払いに同額を支払うものとする。</p> <p>第1回目のサービス購入料は、事業が初年度の途中から開始された場合には、開始月に応じて月割での支払いとし、また、開業にあたり必要な初期投資額等を合わせ支払うものとする。</p> <p>消費税等については、見積価格の合計額(税抜)に対し、その相当額を算定する。なお、支払期ごとの消費税等を算定するにあたり、それぞれ1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、契約にあたっての消費税等の差額として生じた端数は、すべて第1回支払額に合算する。</p> <p>契約にあたっては、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)第2条に基づき、1円未満の端数を処理する。</p>												
12	別紙1 サービス購入料の算定及び支払い方法	2	31	第3 3 改定方法	前回改定時(第1回の支払については基本協定締結日の属する年度の 4月1日)の指標に対して、現指標が3ポイント以上変動した場合には、サービス購入料の改定を行うことができるものとする。実施契約締結以降、対価を改定していない費用については、 実施契約締結日 の属する年度の4月10日時点で確認できる最新の指標を前回改定時の指標をみなす。	前回改定時(第1回の支払については基本協定締結日の属する年度の 4月10日)の指標に対して、現指標が3ポイント以上変動した場合には、サービス購入料の改定を行うことができるものとする。実施契約締結以降、対価を改定していない費用については、 基本協定締結日 の属する年度の4月10日時点で確認できる最新の指標を前回改定時の指標とみなす。												
13	別紙2 需要変動に基づく調整	2	22	5 導入後の条件の見直し協議	プロフィットシェア及びロスシェア導入後、 5年を経過以降に 、利便施設の運営状況を踏まえ、想定収入、または閾値の見直しについて、国と事業者とで協議を行うことができるものとする。	プロフィットシェア及びロスシェア導入後、 概ね5年毎を目途に 、利便施設の運営状況を踏まえ、想定収入、または閾値の見直しについて、国と事業者とで協議を行うことができるものとする。												

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
14	(募集要項)資料1 実施契約書(案)	28	4	(違約金) 第62条	事業者は、第54条(事業者事由による解除)の規定により本契約が解除された場合において、次の各号のいずれかに該当する場合、本契約解除時点から当初の運営権存続期間終了時点までに収受予定であったサービス購入料の残額の10分の1の合計額に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。	事業者は、第54条(事業者事由による解除)の規定により本契約が解除された場合において、次の各号のいずれかに該当する場合、本契約解除時点から当初の運営権存続期間終了時点までに収受予定であったサービス購入料の残額及び当該額に係る消費税等の額の合計額の10分の1の合計額に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
15	(募集要項)資料1 実施契約書(案)	34	7	別紙1 契約金額の内訳	<table border="1"> <thead> <tr> <th>回数</th> <th>請求時期</th> <th>支払金額</th> <th>消費税等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>令和10年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>令和11年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>令和12年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>令和13年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>令和14年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>令和15年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>令和16年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>令和17年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>令和18年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>令和19年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>令和20年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>令和21年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td>令和22年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>令和23年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td>令和24年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td>令和25年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>17</td><td>令和26年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td>令和27年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td>令和28年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>令和29年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>21</td><td>令和30年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>22</td><td>令和31年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>23</td><td>令和32年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>24</td><td>令和33年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>25</td><td>令和34年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>26</td><td>令和35年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>27</td><td>令和36年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>28</td><td>令和37年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>29</td><td>令和38年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>30</td><td>令和39年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>-</td><td>事業期間計</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	回数	請求時期	支払金額	消費税等	合計	1	令和10年3月				2	令和11年3月				3	令和12年3月				4	令和13年3月				5	令和14年3月				6	令和15年3月				7	令和16年3月				8	令和17年3月				9	令和18年3月				10	令和19年3月				11	令和20年3月				12	令和21年3月				13	令和22年3月				14	令和23年3月				15	令和24年3月				16	令和25年3月				17	令和26年3月				18	令和27年3月				19	令和28年3月				20	令和29年3月				21	令和30年3月				22	令和31年3月				23	令和32年3月				24	令和33年3月				25	令和34年3月				26	令和35年3月				27	令和36年3月				28	令和37年3月				29	令和38年3月				30	令和39年3月				-	事業期間計				<table border="1"> <thead> <tr> <th>回数</th> <th>請求時期</th> <th>支払金額</th> <th>消費税等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>令和9年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>令和10年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>令和11年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>令和12年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>令和13年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>令和14年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>令和15年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>令和16年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>令和17年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>令和18年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>令和19年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>令和20年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td>令和21年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>令和22年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td>令和23年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td>令和24年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>17</td><td>令和25年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td>令和26年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td>令和27年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>令和28年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>21</td><td>令和29年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>22</td><td>令和30年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>23</td><td>令和31年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>24</td><td>令和32年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>25</td><td>令和33年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>26</td><td>令和34年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>27</td><td>令和35年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>28</td><td>令和36年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>29</td><td>令和37年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>30</td><td>令和38年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>-</td><td>事業期間計</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	回数	請求時期	支払金額	消費税等	合計	1	令和9年3月				2	令和10年3月				3	令和11年3月				4	令和12年3月				5	令和13年3月				6	令和14年3月				7	令和15年3月				8	令和16年3月				9	令和17年3月				10	令和18年3月				11	令和19年3月				12	令和20年3月				13	令和21年3月				14	令和22年3月				15	令和23年3月				16	令和24年3月				17	令和25年3月				18	令和26年3月				19	令和27年3月				20	令和28年3月				21	令和29年3月				22	令和30年3月				23	令和31年3月				24	令和32年3月				25	令和33年3月				26	令和34年3月				27	令和35年3月				28	令和36年3月				29	令和37年3月				30	令和38年3月				-	事業期間計			
回数	請求時期	支払金額	消費税等	合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1	令和10年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2	令和11年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
3	令和12年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
4	令和13年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
5	令和14年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
6	令和15年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
7	令和16年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
8	令和17年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
9	令和18年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
10	令和19年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
11	令和20年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
12	令和21年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
13	令和22年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
14	令和23年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
15	令和24年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
16	令和25年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
17	令和26年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
18	令和27年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
19	令和28年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
20	令和29年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
21	令和30年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
22	令和31年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
23	令和32年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
24	令和33年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
25	令和34年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
26	令和35年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
27	令和36年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
28	令和37年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
29	令和38年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
30	令和39年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
-	事業期間計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
回数	請求時期	支払金額	消費税等	合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1	令和9年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2	令和10年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
3	令和11年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
4	令和12年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
5	令和13年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
6	令和14年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
7	令和15年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
8	令和16年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
9	令和17年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
10	令和18年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
11	令和19年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
12	令和20年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
13	令和21年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
14	令和22年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
15	令和23年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
16	令和24年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
17	令和25年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
18	令和26年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
19	令和27年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
20	令和28年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
21	令和29年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
22	令和30年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
23	令和31年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
24	令和32年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
25	令和33年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
26	令和34年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
27	令和35年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
28	令和36年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
29	令和37年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
30	令和38年3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
-	事業期間計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
16	(募集要項)資料2 基本協定書(案)	9	3	(実施契約の締結等) 第20条	国及び優先交渉権者は、要求水準書等に基づき、国と事業者との間において、令和9年度中を目途に国が別途指定する日(以下「実施契約締結予定日」という。)を目途として実施契約を締結させることとし、これに向けてそれぞれ誠実に対応し、最大限の努力をする。	国及び優先交渉権者は、要求水準書等に基づき、国と事業者との間において、令和8年度中を目途に国が別途指定する日(以下「実施契約締結予定日」という。)を目途として実施契約を締結させることとし、これに向けてそれぞれ誠実に対応し、最大限の努力をする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
17	(募集要項)資料3 要求水準書(本文)	11	42	3.1.4 本事業の調整に関する事項	事業者は、総括代理人又は総括代理人直属のスタッフを中心に、各業務を統括し、適正かつ確実に事業を遂行できるよう、以下に掲げる事項を行うこと。総括代理人又は総括代理人直属のスタッフは、第5章及び第6章に定める統括管理責任者と兼任してもよい。要求水準書に定める総括代理人又は総括代理人直属のスタッフ、統括管理責任者の体制については【添付資料9】「維持管理・運営体制の参考図」を参考とすること。	事業者は、総括代理人又は総括代理人直属のスタッフを中心に、各業務を統括し、適正かつ確実に事業を遂行できるよう、以下に掲げる事項を行うこと。総括代理人又は総括代理人直属のスタッフは、第5章及び第6章に定める統括管理責任者のいずれか一方と兼任してもよい。要求水準書に定める総括代理人又は総括代理人直属のスタッフ、統括管理責任者の体制については【添付資料9】「維持管理・運営体制の参考図」を参考とすること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
18	(募集要項)資料3 要求水準書(本文)	19	37	5.2.2 a)業務の対 象範囲	建築設備点検保守管理業務の対象範囲は、利便増進事業を実施する区域の設備及び地下駐車場に關係する階段等の建築物、 <u>バスシェルターを除く、特定車両停留施設内の設備全てとする。</u>	建築設備点検保守管理業務の対象範囲は、利便増進事業を実施する区域の設備及び地下駐車場に關係する階段等の建築物、 <u>特定車両停留施設内の設備全てとする。</u>
19	(募集要項)資料3 要求水準書(本文)	24	30	6.2.1 (1) 運行ダ イヤの調整	①特定車両停留施設及び近鉄四日市駅バスターミナルを利用する <u>バス事業者情報</u> を取りまとめ、一括管理すること。また、国、市等からの <u>バス事業者情報</u> に関する提供依頼があった場合は、速やかに対応すること。 ②バスの運行ダイヤの変更が必要となった場合、円滑な運行に支障をきたさないために、影響する <u>バス事業者間</u> の協議・調整を、事業者が主体となり、国と協力して行うこと。	①特定車両停留施設及び近鉄四日市駅バスターミナルを利用する <u>バス運行事業者情報</u> を取りまとめ、一括管理すること。また、国、市等からの <u>バス運行事業者情報</u> に関する提供依頼があった場合は、速やかに対応すること。 ②バスの運行ダイヤの変更が必要となった場合、円滑な運行に支障をきたさないために、影響する <u>バス運行事業者間</u> の協議・調整を、事業者が主体となり、国と協力して行うこと。
20	(募集要項)資料3 要求水準書(本文)	24	40	6.2.1 (2) 運行管 理	③バス車両の停留場所について、 <u>バス事業者</u> からの要望等を踏まえ、 <u>バス事業者間</u> の調整を適切に行うとともに、円滑かつ快適な運行のため、停留場所を適切に管理すること。	③バス車両の停留場所について、 <u>バス運行事業者</u> からの要望等を踏まえ、 <u>バス運行事業者間</u> の調整を適切に行うとともに、円滑かつ快適な運行のため、停留場所を適切に管理すること。
21	(募集要項)資料3 要求水準書(本文)	25	37	6.2.3 (2) 安全教 育	① <u>バス事業者</u> 及び交通誘導員、乗換案内スタッフ、警備員等の業務従事者に対して、構内走行ルールに関する指導、安全な運行等の安全対策について指導、改善すること。 ② <u>バス事業者</u> 及び交通誘導員、乗換案内スタッフ、警備員等の業務従事者に対して、定期的な安全教育を実施すること。	① <u>バス運行事業者</u> 及び交通誘導員、乗換案内スタッフ、警備員等の業務従事者に対して、構内走行ルールに関する指導、安全な運行等の安全対策について指導、改善すること。 ② <u>バス運行事業者</u> 及び交通誘導員、乗換案内スタッフ、警備員等の業務従事者に対して、定期的な安全教育を実施すること。
22	要求水準書 添付資料9				<p>添付資料9 維持管理・運営体制の参考図</p>	<p>添付資料9 維持管理・運営体制の参考図</p> <p>※総括代理人又は総括代理人直属のスタッフは、第5章及び第6章に定める統括管理責任者のいずれか一方と兼任してもよい。</p>

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
23	(募集要項)資料4 様式集及び記載要領	1	4	作成要領 1) 共通事項	<p>・提出書類は、特に提出方法の指定の記載がない場合は、電子データをCD-Rに保存し提出すること。資料の貸与に関する書類、押印書類及び証明書等以外の紙面のみでの提出は一切受け付けられない。</p>	<p>・提出書類は、資料の貸与に関する書類、押印書類及び証明書等以外の紙面のみでの提出は一切受け付けられない。</p>
24	(募集要項)資料4 様式集及び記載要領	1	32	作成要領 2) 各提出書類 (3) 応募書類	<p>本事業への応募にあたっては様式5～様式9を作成し、各1部提出すること。ただし、応募グループを構成しない場合は様式7の作成を必要としない。</p>	<p>本事業への応募にあたっては様式5～様式9を作成し、各1部提出すること。ただし、応募グループを構成しない場合は様式7の作成を必要としない。</p> <p>・提案書(様式5～様式9、添付資料を含む)の電子データとして、CD-Rを2枚提出すること。</p> <p>・電子データは、オリジナルデータの他、応募書類を1ファイルにまとめたPDFデータを提出すること。</p>
25	(募集要項)資料4 様式集及び記載要領	—	—	様式14-B	<p>(7ページに拡大版を記載)</p> 	<p>(7ページに拡大版を記載)</p> 

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
26	(募集要項)資料4 様式集及び記載要領	—	—	様式14-D	<p>(8ページに拡大版を記載)</p> 	<p>(8ページに拡大版を記載)</p> 

一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業 募集要項等の訂正表

令和5年11月10日に公表した一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業 募集要項等の訂正表について、No25, No26の拡大資料を下記に記載する。

No.25	拡大図																							
	事業年度	開業準備期間			運営権存続期間																			
		1年次	2年次	3年次	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	7年次	8年次	9年次	10年次	11年次	12年次	13年次	14年次	15年次	16年次	17年次	18年次		
訂正前	損益計算書																							
	売上	施設の営業収入																						
		バス・タクシー利用料金収入(停留料金)																						
		賑わい施設等(テナント賃料収入)																						
		建物①																						
		建物②																						
		建物③																						
		建物④																						
		建物⑤																						
		建物⑥																						
		建物⑦																						
		コインロッカー																						
		自動販売機																						
		広告料収入等																						
	国が支払うサービス購入料																							
	サービス購入料																							
	費用	営業費用																						
		開業準備費																						
		維持管理費(利便増進事業に係る費用を除く)																						
		運営費(利便増進事業に係る費用を除く)																						
利便増進事業に係る費用																								
光熱水費																								
その他費用 ※可能な限り詳細に																								
保険料																								
監査費用																								
SPC設立費用																								
その他の初期投資費用																								
撤去費																								
減価償却費 ※SPC所有資産がある場合																								
訂正後		損益計算書																						
		売上	施設の営業収入																					
			バス・タクシー利用料金収入(停留料金)																					
			賑わい施設等(テナント賃料収入)																					
	建物①																							
	建物②																							
	建物③																							
	建物④																							
	建物⑤																							
	建物⑥																							
	建物⑦																							
	コインロッカー																							
	自動販売機																							
	広告料収入等																							
	国が支払うサービス購入料																							
	サービス購入料																							
	費用	営業費用																						
		開業準備費																						
		維持管理費(利便増進事業に係る費用を除く)																						
		運営費(利便増進事業に係る費用を除く)																						
利便増進事業に係る費用																								
光熱水費																								
その他費用 ※可能な限り詳細に																								
保険料																								
監査費用																								
SPC設立費用																								
その他の初期投資費用																								
撤去費																								
減価償却費 ※SPC所有資産がある場合																								

訂正前

① 維持管理・運営費(年次計画表)

項目	年度	開業準備期間			運営権存続期間																			
		1年次	2年次	3年次	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	7年次	8年次	9年次	10年次	11年次	12年次	13年次	14年次	15年次	16年次	17年次	18年次		
建築物点検 保守管理業 務	人件費																							
	諸経費																							
	その他																							
	小計																							
建築設備点 検保守管理 業務	人件費																							
	諸経費																							
	その他																							
	小計																							
車路点検保 守管理業 務	人件費																							
	諸経費																							
	その他																							
	小計																							
外構施設点 検保守管理 業務	人件費																							
	諸経費																							
	その他																							
	小計																							
什器・備品 維持管理業 務	人件費																							
	諸経費																							
	その他																							
	小計																							
警備業務	人件費																							
	諸経費																							
	その他																							
	小計																							
清掃業務	人件費																							
	諸経費																							
	その他																							
	小計																							

訂正後

① 維持管理・運営費(年次計画表)

項目	年度	開業準備期間			運営権存続期間																			
		1年次	2年次	3年次	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	7年次	8年次	9年次	10年次	11年次	12年次	13年次	14年次	15年次	16年次	17年次	18年次		
建築物点検 保守管理業 務	人件費																							
	諸経費																							
	その他																							
	小計																							
建築設備点 検保守管理 業務	人件費																							
	諸経費																							
	その他																							
	小計																							
車路点検保 守管理業 務	人件費																							
	諸経費																							
	その他																							
	小計																							
外構施設点 検保守管理 業務	人件費																							
	諸経費																							
	その他																							
	小計																							
什器・備品 維持管理業 務	人件費																							
	諸経費																							
	その他																							
	小計																							
警備業務	人件費																							
	諸経費																							
	その他																							
	小計																							
清掃業務	人件費																							
	諸経費																							
	その他																							
	小計																							